

イベント開催時の感染防止安全計画の提出等について（よくあるQ & A）

1. 学校の入学式や卒業式を開催する場合には、県に対する感染防止安全計画（以下、「安全計画」）の提出や感染防止策チェックリスト（以下、「チェックリスト」）の公表を実施する必要がありますか。

(答) ○ イベントの定義は「事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時まで）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇・音楽コンサート・スポーツイベント等）」とし、学校の入学式や卒業式などのイベントについては、これに該当しないため、県に対する安全計画の提出やチェックリストの公表を実施する必要はありません。

2. 屋外で収容定員が設定されていない会場でイベントを開催する場合には、県に安全計画を提出する必要はありませんか。

(答) ○ 収容定員が予め定められていない会場であっても、当該敷地内に概ね収容できる参加人数が推定できる場合には、当該推定による収容定員に基づいて収容定員50%超となるか否かを判断し、かつ参加人数5,000人超であるならば、県に安全計画の提出をお願いします。

○ もしくは、参加者間の十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保できない場合には、収容定員50%超であると見なし、かつ参加人数5,000人超であるならば、県に安全計画の提出をお願いします。

3. 県や市町村が企画するイベントも、県に安全計画の提出が必要ですか。

(答) ○ 安全計画提出の対象となるイベント（参加人数が5,000人超かつ収容定員の50%超）であれば、県への安全計画提出をお願いします。

4. 少人数のイベントについてもチェックリストの公表が必要ですか。

(答) ○ 「イベントの定義」に合致するイベントであり、安全計画を提出しないイベントについては、人数の下限なく全てのイベントにおいて、チェックリストの公表をお願いします。

5. 「桜まつり」のような屋外のお祭りや花火大会などは安全計画の提出や、チェックリストの公表に合致するイベントになりますか。

(答) ○ 規模や開催態様等を踏まえ、判断することとなります。例えば、「桜まつり」等の幟のぼりを立て、参加者各自が場所を確保し、お花見をしてもらうにとどまる内容であれば、イベントには該当しないと思われます。

○ イベント主催者が、敷地内にブースを設置しライブや講演を行うなど、積極的に集客を行う大規模なものであれば、「イベントの定義」に該当するイベントの可能性もあります。

6. 計画提出を受けた場合、県はイベント開催の可否を判断するのですか。

- (答) ○ 計画は地域の感染状況等に応じ、県や業界団体等のガイドラインを踏まえた基本的な感染防止策の実施や参加者の連絡先等を把握するよう強く促すものです。
- 開催の可否については、県の助言に基づき施設管理者又はイベント主催者が決定するものです。

7. 午前・午後・夜間の入替制のイベントの場合、又は数日間に及ぶイベントの場合参加人員は延べ数でカウントするのですか。

- (答) ○ イベントの参加人数は、延べ数ではなく、開催日程中1日（1回）あたり5,000人超かつ収容定員の50%超となるか否かで判断してください。
- なお、開催中1日（1回）でも要件を超える人数の来場（参加）が想定されれば、県への安全計画提出をお願いします。

8. 安全計画提出・チェックリスト公表者は、施設管理者とイベント主催者のどちらが主となりますか。

- (答) ○ 安全計画提出・チェックリストの公表にあたっては、両者で相談の上、いずれかが実施するようにしてください。

9. 開催イベントのホームページやSNS等がない場合は、どのように公表すればいいですか。

- (答) ○ イベント会場の入り口、受付等にチェックリストの掲示をお願いします。

10. 5,000人超かつ収容定員50%超となることが想定されるスポーツ振興イベントを予定していますが、いつまでに安全計画を提出すればいいですか。

- (答) ○ イベント開始の2週間前までに提出をお願いします。
- なお、既に企画・調整等が行われているのであれば、できるだけ早い段階での相談をお願いします。

11. イベント5,000人超は、観客（参加者）数のことをいうのですか。

- (答) ○ 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみ計上し、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した人数としています。

12. 感染防止安全計画を提出する期間はいつまでですか。

- (答) ○ 政府の方針を見ながらではありますが、該当イベントであれば、感染拡大防止の観点から、当分の間は提出をお願いします。

13. 小中学生対象のイベントでスマホを所持していない場合、いばらきアマビエちゃんや接触確認アプリ（COCOA）の周知は、どうしたらよいですか。

(答) ○ イベントに同伴する保護者や引率者等に対して、接触確認アプリのインストールを周知するなど、工夫を加えながら定着が図られるようお願いします。

14. イベント参加にあたり、就学前の子どもにもマスクの着用を促す必要はありますか。

(答) ○ 就学前の子どものマスクの着用には注意が必要です。特に、2歳未満では自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため着用は推奨されません。また、2歳以上の場合でも、マスクを着用する場合は、保護者等が子どもの体調に十分注意した上で着用させてください。

○ なお、就学前の子どものイベント参加にあたっては、事前にイベント主催者等に参加要件等を確認の上、適切な対応をお願いします。

15. 当該イベント内容を所管する課が不明かつ県の所有する施設でない場合の担当課はどこになりますか。

(答) ○ 国や市町村の施設をはじめ、県の所有する施設でない場合には、当該施設と同様の県施設を所管する課が担当課になります。

例：市町村所有の文化施設 ⇒ 県生活文化課

国所有の公園 ⇒ 都市整備課